

# 介護保険ご利用の条件

## 介護タクシーの介護保険ご利用には制限があります

### －介護タクシーの利用条件とは？－

介護タクシーを利用する条件としては、介護保険対象者(要支援は使用不可)や身体障がい者等で公共の交通機関(バス・タクシー・電車等)を単独で利用することが困難な方に限り利用することが出来ます。

### －介護保険利用時の用途について－

用途としては、病院の通院、公共機関(役所・銀行等)への送迎、選挙、施設等の入所予定の見学(下見)等の4点に限られる等のご利用に制限があります。

施設への入所及び通所等の特例もありますので、ご相談ください。

### －介護保険を利用できない場合－

病院の退院や転院や施設の入所や通所等には原則として介護保険は使用できません。また、デパートの買い物やお墓参りや観光等も介護保険を使用することはできません。

利用する際は、ケア輸送サービス等の現金によるサービスを利用することになりますが、その際にも単独では行動が出来ない人に限られる等の制限が設けられていますので、この条件に当てはまらなければ介護タクシーのご利用が出来ない事になっています。

## ■介護保険を利用する場合の所定単位数の算定

要支援1・2については、介護保険の算定の対象にはなりません。よって、介護保険外になりますので、ケア輸送サービスの料金の算定になります。

### 通院介助を使用するとき(97単位)

乗車前介助と降車後介助の合計が20分未満、かつ、身体介助を含まない場合、ご利用者負担117円

### 身体1を使用するとき(245単位)

乗車前介助と降車後介助の合計が20分以上30分未満の場合、または身体介助を必要とする場合、ご利用者負担296円

### 身体2を使用するとき(388単位)

乗車前介助と降車後介助の合計が30分以上60分未満の場合、または身体介助を必要とする場合、ご利用者負担469円

### 身体3を使用するとき(564単位)

乗車前介助と降車後介助の合計が60分以上90分未満の場合、または身体介助を必要とする場合、ご利用者負担682円

### 以後追加のとき(80単位)

ご利用者負担97円

## 介護報酬・介護輸送に係る費用等一覧

項目	サービス1回当たりの単位数・料金					
	身体介護		生活援助		通院乗降介助 単位数 (+処遇改善)	
①. 基本額 下段( )内は、ご利用者の負担額を円に換算して表示したものです。	提供時間	単位数 (処遇改善)	提供時間	単位数 (処遇改善)		片道1回 97(+8)単位 (117円)
	20分未満	165(+14)単位 (199円)				
	20分以上 30分未満	245(+21)単位 (296円)				
	30分以上 60分未満	388(+33)単位 (469円)	20分以上 45分未満	183(+16)単位 (222円)		
	60分以上 90分未満	564(+49)単位 (682円)	45分以上	225(+19)単位 (272円)		
	以降30分ごと	80(+7)単位 (97円)				
②. 加算	加算区分		算定項目			
	早朝・夜間加算	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	所定単位数×25%			
	深夜加算	深夜(22時～6時)	所定単位数×50%			
	利用者のご希望により、二人の訪問介護員が訪問した場合		所定単位数×200%			

※. 上記は利用者負担1割分の場合です。 : ①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12円×0.1

項目	区分	運賃及び料金	
介護輸送サービスによる運賃及び料金	距離制	初乗運賃	2kmまで 300円
		加算運賃	1kgごとに 100円
	時間制	初乗運賃	30分 1,500円
		加算運賃	30分ごとに 1,500円
	迎車回送料金		なし
ケア輸送サービスによる運賃及び料金 (注)	距離制	初乗運賃	2kmまで 670円
		加算運賃	318mごとに 90円
	時間距離併用制(時速10km以下)		1分55秒 90円
	待ち料金		1分55秒 90円
	時間制	初乗運賃	1時間 4,100円
		加算運賃	30分ごとに 1,800円
	迎車回送料金		1回 300円
深夜料金(22時～5時)		20%増	

(注). 介護保険と同内容のサービスを提供し、介護報酬は告示上の額と同額とします。区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス料金です。

項目	金額	説明
その他の費用 交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(横浜市金沢区、磯子区、栄区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額からいただきます。 ①. 通常の事業の実施地域を越えた所から片道概ね 10 km未満 500円 ②. 通常の事業の実施地域を越えた所から片道概ね 10 km以上 1,000円